

小国町告示第75号

小国町特定乳児等通園支援事業における乳児等支援給付認定事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一



小国町特定乳児等通園支援事業における乳児等支援給付認定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、乳児等支援給付の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行令及び法施行規則の例による。

(認定)

第3条 乳児等通園支援事業の利用を希望する児童の保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認定した場合は、当該申請をした保護者に対し、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

3 町長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、保護者の同意を得た上で公簿等により必要な情報を確認できるものとする。

(認定変更届出)

第4条 前条に規定する認定証の交付を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）は、当該認定を受けた日以後、申請の内容に変更が生じたときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け、その事実を確認したときは、必要に応じ、認定保護者に対し認定証を交付するものとする。

(認定消滅届出)

第5条 認定保護者は、転出等により認定の資格が消滅するときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）により、町長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事由に該当すると認めたときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 児童が、支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 認定保護者が、小国町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 認定保護者が、法第30条の17第1項の規定に違反したとき。
- (4) 認定保護者が、正当な理由なしに法第30条の13において準用する法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 認定保護者が、法第30条の15第1項の規定による申請に関し虚偽の申請又は虚偽の答弁をしたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該認定保護者に対し、認定証の返還を求めるものとする。

(事前面談)

第7条 認定保護者が初めて利用する特定乳児等通園支援事業者においては、利用開始前までに事前面談を行わなければならない。

(利用申込み)

第8条 前条の規定による事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された場合は、認定保護者は、利用希望の予約を行うことができるものとする。

(利用料の負担)

第9条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項に基づき、認定保護者が負担すべき利用料については、当該認定保護者が特定乳児等通園支援事業者に対し、直接支払うものとする。

2 前項の規定に基づき認定保護者が負担する金額は、特定乳児等通園支援事業者が定める金額とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

小国町長 殿

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	乳児等支援給付の認定のため必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を町が利用することに同意します。	
	☐ 乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を町が取得することに同意します。	
	☐ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。	

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ			生年月日		性別		児童との続柄		
	氏名									
	現住所	〒								
	本年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	〒							
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	〒							
	電話番号				メールアドレス					
負担軽減の申請	☐ 有 ☐ 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。								
転入前の市町村での利用の有無	☐ 有 ☐ 無									
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	☐ 有 ☐ 無									

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		☐ 有 ☐ 無						
	フリガナ			生年月日		児童との続柄			
	氏名								
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる	〒						
	電話番号				メールアドレス				

年 月 日

様

小国町長

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に小国町を被告として（訴訟において小国町を代表する者は小国町長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

小国町長

殿

年 月 日

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ			
保護者名	生年月日	年	月 日生
	住所		
	電話番号		

フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者との続柄	
氏名		生年月日	年 月 日生

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	☐ 氏 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ その他
------	---

変更内容	☐ 変更前の氏 () ☐ 変更前の住所 () ☐ 変更前の電話番号 () ☐ その他変更事項 ()
------	--

変更理由	☐ 婚姻 ☐ 引越し ☐ その他 ()
------	--

小国町長 殿

年 月 日

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ			
保護者名	生年月日	年	月 日生
	住所		
	電話番号		

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	☐ 引越し 【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名 都道府県 市町村】		
	☐ 入所・入園等		
	☐ その他（ ）		